

基地周辺整備に関する要請書

令和 8 年 7 月

昭 島 市

防衛施設周辺整備事業に係る補助事業採択基準等の適切な見直しを求める要請

昭島市は米軍横田基地の滑走路南端に位置し、市域における市街地の半分近くが飛行直下であることから、80 年余りもの長きにわたり航空機騒音被害と航空機事故や事件等、基地があるが故の様々な不安を常に抱えてきました。

このような状況下において、国としてもこれまで、本市をはじめとする基地周辺自治体に対し、教育施設等市内の公共施設に係る防音工事に対する補助をはじめ、種々の防衛施設周辺整備事業を実施され、基地による障害の軽減とまちづくりの推進に努めてこられたことは認識しております。しかし、平成 20 年の防音工事事業計画以降、国より補助率の低減や補助事業不採択の判断が示され、本市の防音対策事業は大変厳しい状況に至っております。

米軍横田基地の運用実態は、その飛行ルート、飛行時間帯が全く定まらないというものであり、市内の教育施設や民生安定施設の全てをこれまでどおり防音施設として整備することは、これらの施設の特異性からも必要不可欠であります。

補助事業採否の判断にあたり測定した短期間の騒音測定結果のみによる不採択の判断は、先の在日米軍再編合意に伴う横田基地の態様変更に加え、C V－2 2 オスプレイ配備計画に伴う常駐機の増加を見据えたものとは言い難く、到底容認することはできません。また、編隊飛行や人員降下訓練等が頻繁に実施され、昨今では、これまでとは異なる飛行経路での訓練や、C V－2 2 オスプレイによる夜間及び深夜の低空飛行、事前の情報提供がない中での戦闘機を含む外来機の飛来など、基地の運用は全く不透明であります。本市が実施している航空機騒音測定調査結果からも、甚大な騒音被害が常態化していることは明らかであり、周辺住民からは、日常的な騒音被害に加え、事故等の危険性への懸念について、多くの苦情が寄せられております。

オスプレイについては、国内外で重大事故や予防着陸、部品遺失などが繰り返されております。令和 4 年 8 月に明らかになった、クラッチを原因とする特有の現象に対しては、その発生を予防するために実施する部品交換等の措置が行われている旨の説明がありました。加えて、令和 5 年 11 月に発生した鹿児島県屋久島沖における、横田基地所属の C V－2 2 オスプレイの墜落事故に関しては、国内で初めて米軍オスプレイで死者を出す事態となりました。令和 6 年 8 月には、事故調査報告書が公表されましたが、令和 7 年 7 月以降 5 回の予防着陸が繰り返し発生するなど、周辺住民のオスプレイの安全性等に対する不安解消には至っていません。

また、グローバル・ホークについては、令和 8 年の夏以降横田基地に順次移転される予定であり、横田基地の態様の変化により周辺住民の負担はさらに増すこととなります。

さらに、基地内で、P F O S 等を含む泡消火薬剤の漏出や、P F O S 等を含む泡消火薬剤の残留を含む水が施設外へ出た蓋然性が高いとされる事案が発生していたことが、相次いで明らかになりました。これら一連の漏出は、基地外の環境にも影響を及ぼしかねないことから、地元自治体及び周辺住民に対し速

やかに情報提供がなされなかったことへの不信感とともに、健康への影響などの不安をもたらしており、その払拭のための早急な対応が求められています。

こうした状況下において、基地運用上の安全対策はもとより、国による一層の周辺環境への負担軽減策が求められているところであります。

よって、本市は、市民が日々受けている横田基地の騒音被害をはじめとする負担を軽減し、次代を担う子ども達の教育や市民の生涯学習等の環境を守る立場から下記事項について強く要請します。

記

- 1 横田基地が首都圏に位置し、周辺は密集した市街地であることを十分に考慮し、少なくとも当初、国からの補助を受け整備した教育施設や民生安定施設等に係る防音設備の機能復旧等については、一定の採択基準はあるものの、施設の特特殊性に鑑み、近年の生活環境の状況や教育活動の現状等に適しているのか更なる検討を進め、市が必要とする限り市内全域1級防音工事での実施を認めていただきたい。

- 2 民生安定事業については、これまでも一定の拡充が図られていることは承知しているが、本市の地域事情も勘案し、一層の制度拡充を図られたい。また、防音助成事業が一般助成事業へ統合されたことを踏まえ、一般助成事業の採択については、毎年度、複数の事業での採択を可能とするほか、複数年度にわたる事業に対して柔軟に予算措置をするなど、これまで以上に活用しやすい制度運用を図られたい。

国からの補助を受けて整備した教育施設等について、経年により低下した防音機能を復旧する工事への財源措置を行うことは国の責務である。騒音防止事業で1級防音工事が不採択又は級外となった防音施設においては、本市の莫大な財政負担によって防音機能が復旧され、障害防止、民生安定が維持されている現状を看過することなく、短期間での測定結果により、安易に1級防音工事不採択又は級外の判定を行わないこと。さらに、既存の制度にとらわれることなく、1級相当の補助内容で実施できるよう、助成制度の見直しを図られたい。

- 3 横田基地がより重要な役割を担っていることに鑑み、基地周辺整備補助金及び交付金制度の採択基準とその運用のあり方について、基地周辺自治体との協議の場を設けるなど、地元の意向を十分に反映したものとなるよう見直しを図られたい。

また、特定防衛施設周辺整備調整交付金は、公共用施設の整備又はその他生活環境の改善等に欠かせない財源である。横田基地には、米会計年度2024年頃までに合計10機のC V-22オスプレイとともに約450人の人員が配備される予定としている中、これまでに6機が配備されている。更には、平成24年に発足した航空自衛隊航空総隊司令部の運用や、グローバル・ホークを運用するアメリカ空軍第4偵察飛行隊の横田基地への移転など、基地の重要

性が益々高まっている。

時勢に応じ、基地の運用実態及び態様が変更される中、本市が航空機の進入表面直下であるために、騒音被害をはじめとする周辺環境への負担が増加していることに着目し、交付金の着実な増額を図られたい。又は、既存の制度にとらわれることなく、着実な財政措置を講じられたい。

4 昭和 42 年度から昭和 46 年度にかけて集団移転を余儀なくされた旧第三都営住宅跡地においては、住環境に配慮した適切な国有地の管理に努めるとともに、地域の意向を踏まえた環境整備に向け、財政措置を講じられたい。

5 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に基づく各種調査・規制措置に関して、地域住民や事業者に対し、国の責任において丁寧に説明するとともに、地域住民に不利益が生じないように、法及び基本方針に則り厳格に制度を運用されたい。

令和 8 年 7 月 3 日

防衛大臣 小 泉 進 次 郎 殿

東京都昭島市長

臼 井 伸 介